

第5章 品種権の審査と承認

第27条 出願料が支払われた後、審査・承認当局は下記の項目に対して品種権出願の予備審査を行う。

- (一) 植物品種保護リストに挙げている植物の属又は種であるか否か。
- (二) 本条例の第二十条の規定が満たされているか否か。
- (三) 新規性の規定が満たされているか否か。
- (四) 植物新品種の名称は適切か否か。

第28条 審査・承認当局は出願日から6ヶ月以内に予備審査を完了するものとする。品種権出願が予備審査に合格した場合、審査・承認当局は出願を公告し、出願人に対して審査料を3ヶ月以内に支払うように通知する。

品種権出願が予備審査で不合格となった場合、審査・承認当局は出願人に3ヶ月以内に意見陳述又は補正を行うよう通知するものとする。出願人が期限内に応答しなかった場合又はその出願が修正後も不合格となった場合、その出願は拒絶されるものとする。

第29条 出願人が規定に基づき審査料を支払った後、審査・承認当局は出願品種の区別性、均一性及び安定性について実体審査を行う。出願人が規定に基づき審査料を支払わなかった場合は、その品種権出願が取り下げられたものとみなされる。

第 30 条 審査・承認当局は主に出願書及びその他の関連資料に基づいて実体審査を行うものとする。審査・承認当局は必要とみなした時、指定された試験機関に委託し栽培試験を行うこと、あるいはすでに完了した栽培又はその他の試験結果を審査することができる。

審査のために、出願人は審査・承認当局の要求に応じて必要な資料及び当該植物新品種の繁殖材料を提供しなければならない。

第 31 条 実体審査において本条例の規定を満たした品種権出願に対して、審査・承認当局は品種権を付与することを決定し、品種権の証書を発行し、また品種権を登録、公示するものとする。

実体審査において本条例の規定を満たさない品種権出願に対して、審査・承認当局はその出願を拒絶とし、その旨を出願人に通知するものとする。

第 32 条 審査・承認当局は植物新品種の再審査委員会を設置するものとする。

出願人は品種権出願を拒絶とした審査・承認当局の決定に対して不服がある場合、その通知を受け取った日から 3 ヶ月以内に植物新品種の再審査委員会に対して再審査を行うよう要求することができる。植物新品種の再審査委員会は再審査の要求を受け取った日から 6 ヶ月以内に決定を行い、その旨を出願人に通知するものとする。

出願人が植物新品種の再審査委員会の再審査決定に対して不服がある場合、通知を受け取った日から 15 日以内に裁判所に訴訟を提起することができる。

第 33 条 品種権が付与された後、予備審査において合格した出願が公告された日から品種権が付与された日までの間、当該の登録品種の繁殖材料を出願人の許諾を得ずに商業目的で生産又は販売した団体又は個人に対して、品種権者は賠償金を要求する権利を持つものとする。

第 6 章 期間、終了及び無効

第 34 条 品種権の付与の日から起算した品種権の保護期間は、ブドウ、林木、果樹及び観賞植物については 20 年間、その他の植物については 15 年間とする。

第 35 条 品種権保有者はその品種権が付与された年から年間料金を支払うものとし、また審査・承認当局の求めに応じて、当該保護された品種の繁殖材料を、品種の維持を確認する目的で提供するものとする。

第 36 条 下記のいずれかに該当する場合、品種権はその期間の満了以前に終了するものとする。

(一) 品種権保有者がその品種権を放棄する旨の書面による声明を行ったとき。

(二) 品種権保有者が指定された年間料金を支払わないとき。

(三) 品種権保有者が審査・承認当局が要求した形で品種の維持を確認するために必要な当該保護された品種の繁殖材料を提供しなかったとき。

(四) その保護された品種がもはやその品種権が付与されたときの特徴及び特性に合致しなくなったとき。

品種権の終了は審査・承認当局によって登録され、公示されるものとする。

第 37 条 審査・承認当局が品種権の付与を公告した日から、植物新品種の再審査委員会は職権により、又はいずれかの団体又は個人からの書面による請求に基づいて、本条例の第 14、15、16 及び 17 条の規定に適合しないいずれの品種の品種権をも無効とすることができ、また本条約の第 18 条の規定に適合しないいずれの新品種の名称をも変更することができる。品種権を無効とする決定及び名称を変更する決定は審査・承認当局によって登録され、公告されるものとし、また関係当事者に通知されるものとする。

植物新品種の再審委員会の決定に対して不服がある場合、通知を受けてから 3 ヶ月内に裁判所に訴訟を提起することができる。

第 38 条 無効とされた品種権は最初から存在しなかったとみなされるものとする。

品種権は植物新品種の再審委員会によって無効とされた以前、その侵害について裁判所によって宣告され、実施されたいかなる判断又は裁定、もしくはその侵害について省レベル以上の政府の農業及び林業行政部が行い、実施されたいかなる決定又は植物新品種の利用に関して締結されたいかなる許諾契約又は品種権の譲渡に関して締結されたいかなる契約に対しても、品種権を無効とする決定は遡及的な影響をもたらさないものとする。しかし、品種権者の側の不誠実によって発生したいずれかの他人に対する損害は全て公平に補償されるものとする。